

## 判例 グーグル検索結果削除事件（最決平29.1.31）

Xは、児童買春の容疑で逮捕され、後日罰金刑に処せられた。Xが上記容疑で逮捕された事実（本件事実）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。

Xの居住する県の名称及びXの氏名を条件として世界最大のシェアを占める検索事業者Yの提供する検索サービスを利用すると、関連するウェブサイトにつき、URL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（URL等情報）が提供されるが、この中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL等情報（本件検索結果）が含まれる。

Xは、Yに対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした。

### 争点

人格権等に基づき、本件検索結果の削除を求めるることはできるか？

### 判旨

検索事業者が、プライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項である

### CHECK

グーグル検索結果削除事件について

最高裁は、検索事業者が情報の収集、整理をし、提供しているのであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有するとしました。

その上で、検索事業者による検索結果の提供が、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを根拠に、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益の優越が「明らか」な場合に限るという結論を導きました。

といえる。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及びXの氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、Xが妻子と共に生活し、罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。



## 判例 久米至聖廟政教分離訴訟（最大判令3.2.24）

Y市の管理する都市公園内に儒教の祖である孔子等を祀った久米至聖廟（本件施設）を設置することをAに許可した上で、その敷地の使用料（公園使用料）の全額を免除した当時の市長の行為は、憲法の定める政教分離原則に違反し、無効であり、Y市がAに対して平成26年4月1日から同年7月24日までの間の公園使用料181万7063円（本件使用料）を請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、Y市の住民であるXが、Y市を相手に、地方自治法242条の2第1項3号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める住民訴訟を提起した。

### 争点

公園使用料の全額を免除したY市の市長の行為は、憲法20条3項の政教分離原則に違反するか？

### 判旨

本件施設で行われる釋奠祭禮は、その内容が供物を並べて孔子の靈を迎え、上香、祝文奉読等をした後にこれを送り返すというものであることに鑑みると、思想家である孔子を歴史上の偉大な人物として顕彰するにとどまらず、その靈の存在を前提として、これを崇め奉るという宗教的意義を有する儀式というほかない。また、Aは釋奠祭禮の観光ショー化等を許容しない姿勢を示しており、釋奠祭禮が主に観光振興等の世俗的な目的に基づいて行われているなどの事情もうかがわれない。……本件施設の建物等は、上記のような宗教的意義を有する儀式である釋奠祭禮を実施するという目的に従って配置されたものということができる。

また、当初の至聖廟等は、少なくとも明治時代以降、社寺と同様の取扱いを受けていたほか、旧至聖廟等は、道教の神等を祀る天尊廟及び航海安全の守護神を祀る天妃宮と同じ敷地内にあり、Aはこれらを一体として維持管理し、多くの参拝者を受け入れていたことがうかがわれる。旧至聖廟等は当初の至聖廟等を再建したものと位置付けられ、本件施設はその旧至聖廟等を移転したものと位置付けられること等に照らせば、本件施設は当初の至聖廟等及び旧至聖廟等の宗教性を引き継ぐものということができる。

以上によれば、本件施設については、一体としてその宗教性を肯定することができることはもとより、その程度も軽微とは

いえない。

本件免除がされた経緯は、Y市が、……本件施設の歴史的価値が認められるとして、その敷地の使用料（公園使用料）を免除することとしたというものであったことがうかがわれる。

しかしながら、Y市は、本件公園の用地として、新たに国から国有地を購入し、又は借り受けたものであるところ、Aは自己の所有する土地上に旧至聖廟等を有していた上、本件土地利用計画案においては、本件委員会等で至聖廟の宗教性を問題視する意見があったこと等を踏まえて、大成殿を建設する予定の敷地につきAの所有する土地との換地をするなどして、大成殿を私有地内に配置することが考えられる旨の整理がされていたというのである。また、本件施設は、当初の至聖廟等とは異なる場所に……新築されたものであって、当初の至聖廟等を復元したものであることはうかがわれず、法令上の文化財としての取扱いを受けているなどの事情もうかがわれない。

そうすると、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値をもって、直ちに、Aに対して本件免除により新たに本件施設の敷地として国公有地を無償で提供することの必要性及び合理性を裏付けるものとはいえない。

……そして、Aは、……歴史研究等をもその目的としているものの、宗教性を有する本件施設の公開や宗教的意義を有する釋奠祭禮の挙行を定款上の目的又は事業として掲げており、実際に本件施設において、多くの参拝者を受け入れ、釋奠祭禮を挙行している。このようなAの本件施設における活動の内容や位置付け等を考慮すると、本件免除は、Aに上記利益を享受させることにより、Aが本件施設を利用した宗教的活動を行うことを容易にするものであるということができ、その効果が間接的、付随的なものにとどまるとはいえない。

これまで説示したところによれば、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても、本件免除は、一般人の目から見て、Y市がAの上記活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものといえる。

以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件免除は、Y市と宗教との関わり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当すると解するのが相当である。

## 【最大判令 3.2.24】

市長が市の管理する都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して上記施設の敷地の使用料の全額を免除した行為は、上記施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても、一般人の目から見て、市が上記法人の上記施設における活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものであって、憲法20条3項に違反する。

### point①：本件施設の宗教性

上記施設は、上記都市公園の他の部分から仕切られた区域内に一体として設置され、上記施設の本殿と位置付けられている建物は、その内部の正面には孔子の像及び神位（神靈を据える所）が配置され、家族繁栄、学業成就、試験合格等を祈願する多くの人々による参拝を受けているほか、上記建物の香炉灰が封入された「学業成就（祈願）カード」が上記施設で販売されていたこともあった。

### point②：本件儀式の宗教性

上記施設で行われる儀式は、孔子の靈の存在を前提として、これを崇め奉るという宗教的意義を有するものであり、上記施設の建物等は、上記儀式を実施するという目的に従って配置されたものである。

### point③：経緯

市が策定した上記都市公園周辺の土地利用計画案においては、同計画案の策定業務に係る委員会等で孔子等を祀る廟の宗教性を問題視する意見があつたこと等を踏まえて、前記の建物を建設する予定の敷地につき上記法人の所有する土地との換地をするなどして、同建物を私有地内に配置することが考えられる旨の整理がされていた。

### point④：本件免除によって参加人が受ける利益

上記法人に対する上記施設の設置許可に係る占用面積は1335m<sup>2</sup>であり、免除の対象となる敷地の使用料に相当する額は年間で576万7200円であり（=相当に大きい）、また、上記設置許可の期間は3年であるが、公園の管理上支障がない限り更新が予定されている。

- ・政教分離裁判では3例目の違憲判断。
- ・最高裁は政教分離の意味を「国家の非宗教性と宗教的中立性」としているが、前者（非宗教性）に触れる判決は少なくなっていたが、本判決は「非宗教性」を明記した。
- ・「目的効果基準」は使わずに「総合判断」という判断枠組みを使っている。

## 判例 出席停止処分取消等請求事件 (最大判令2.11.25)

Y市議会（市議会）の議員であったXが、市議会から科された23日間の出席停止の懲罰（本件処分）が違憲、違法であるとして、Y市を相手に、その取消しを求めるとともに、議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（本件条例）に基づき、議員報酬のうち本件処分による減額分の支払いを求めた。

### 争点

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となり得るか？

### 判旨

普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の投票により選挙され（憲法93条2項、地方自治法11条、17条、18条）、議会に議案を提出することができ（同法112条）、議会の議事については、特別の定めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決することができる（同法116条）。そして、議会は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、所定の契約を締結すること等の事件を議決しなければならない（同法96条）ほか、当該普通地方公共団体の事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ、同事務に関する調査を行うことができる（同法98条、100条）。議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである。

出席停止の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動をすることができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということはできない。

そうすると、出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づ

## CHECK

出席停止処分取消等請求事件（最大判令2.11.25）について

かつて判例は、地方議会の出席停止処分については、司法審査の対象とはならないとしていました（最大判昭35.10.19）。

しかし、本判例においては、地方議会の議員の責務等にかんがみ、出席停止処分について、司法審査の対象になると判断を変更するに至りました。

## CHECK

除名処分について

地方議会による議員の除名処分について、判例は、議員の身分の喪失に関する重大自公で、単なる内部規律の問題に止まらないとして、司法審査の対象になるとしています（地方議会議員懲罰事件最高裁判決（最大判昭35.10.19））。

いてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。